

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和2年7-8月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額(円)	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
1	佐久市健康長寿まちづくりコーディネート支援業務	令和2年7月1日	㈱まちづくり佐久 佐久市岩村田749-2	9,020,000	<p>本業者は、佐久商工会議所・岩村田地区の地権者が中心となって設立した地元佐久平・岩村田地区を中心に佐久市のまちづくり等における事業を担う法人である。</p> <p>本業務は、「佐久市健康長寿まちづくり計画」に示された、生涯活躍のまちを含め、誰もが健康で過ごせるまちづくりのための地域の魅力づくり、住まいづくり、地域との関係づくりを基本に、これまでの佐久市健康長寿まちづくり事業を振り返り、市にとってあるべき健康長寿を生かしたまちづくりの方向性をまとめた提案書を作成する等の業務であり、地元岩村田地区の内情を熟知している必要がある。このため、市から都市再生推進法人の指定を受け、まちづくりの担い手として公的な位置づけを付与された唯一の団体である本業者を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	商工振興課
2	39プレミアム(佐久市プレミアム付商品券)事務処理委託業務	令和2年8月4日	㈱電算佐久支社 佐久市猿久保742-3 秋山ビル	19,800,000	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者・消費者に対し、佐久市の緊急経済対策の一環として「39プレミアム(佐久市プレミアム付商品券)」の発券実施のため、昨年度実施したプレミアム付商品券におけるシステム及び現在発券事務を進めている「がんばろう佐久!応援券」において使用している既存システムの改修等に関する委託業務に関連し、購入予約申請書、購入引換券並びに予約及び引換の管理に係るシステムリリース、代行プリント(用紙代含む)、封入封緘作業等を行うものです。このシステムは住民基本情報とも連携しており、本事業を可及的速やかに実施するには平成31年度プレミアム付商品券及び「がんばろう佐久!応援券」でのシステムの改修を行った業者以外が本業務を遂行することは困難であることから、次の業者を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、5号)</p>	商工振興課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和2年7-8月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額(円)	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
3	令和2年度佐久市シティプロモーション推進事業委託業務	令和2年8月11日	(株)オズマピーアール 東京都千代田区紀尾井町3-23	25,000,000	<p>本業務は、平成31年3月に策定された、佐久市シティプロモーション基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、令和元年から令和3年度にかけて実施するシティプロモーション推進事業の2年目の業務である。</p> <p>基本方針策定の際には、プロポーザル方式により業者の選定を行い、6者の提案、審査の結果、佐久市が求める「交流人口の創出」、「移住定住人口の増加」に繋げる最も効果的で戦略的なプロモーションに合致した、基本方針を策定したのが左記の業者である。</p> <p>左記業者は、1年目の昨年度は「佐久市シティプロモーション推進事業委託業務」を請負い、基本方針に沿って、施策立案から効果検証まで実施した。</p> <p>2年目となる今年度の業務については、基本方針に基づき、1年目の検証結果を踏まえながら、施策立案・効果検証など必要であることから、1年目の施策と効果検証の内容を熟知している左記の業者を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	広報広聴課
4	令和2年度 特環浅科処理区 塩名田4号マンホールポンプ場 通報装置修繕	令和2年8月21日	藤田エンジニアリング (株)上田営業所 上田市芳田1277-2	880,000	<p>ポンプの故障や水位の上昇等の異常を監視する通報装置が落雷により故障した。ポンプ場の挙動について監視ができない状態であることから、汚水流出等の事故が生じる危険性があるため早急に修繕を行う必要がある。</p> <p>修繕には、専門性と緊急性が求められるため、修繕対象機器の設置業者であり、かつ、早急に対応が可能である藤田エンジニアリング株式会社上田営業所と随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	下水道課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和2年7-8月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の 名称及び住所	契約金額 (円)	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
5	令和2年度 特環浅科処理区 塩名田7号マンホールポンプ場 水位計修繕	令和2年8月21日	中信アスナ(株)上田支店 上田市常磐城654-1	957,000	<p>落雷により水位計が故障し、現在は高水位フロートによるバックアップ運転で対応している。汚水流出等の事故が生じる危険性があるため、早急に修繕を行い水位計による適切な運転管理を行う必要がある。</p> <p>修繕には、専門性と緊急性が求められるため、修繕対象機器の設置業者であり、かつ、早急に対応が可能である中信アスナ株式会社上田支店と随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	下水道課